

新たに住民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯となる皆さまへ

新たに住民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯となる世帯への 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内 受給には手続きが必要です

- 新たな住民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金（**1世帯あたり10万円**）は、低所得者世帯を支援する新たな給付金です。
また、支給対象者と同一世帯の18歳に達する日以降最初の3月31日を迎えるまでの児童（平成18年4月2生まれ以降）に、**児童1人あたり5万円**の加算給付を行います。
（児童1人あたり5万円給付については、10万円給付金に加算給付する予定です。）
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。
- 提出期限は、**令和6年8月31日**です。

給付金の支給額

- ・ 1世帯あたり**10万円**
- ・ 18歳以下の児童1人あたり**5万円**

給付金の支給時期

町が確認書(又は申請書)を受理した
日から1か月後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

令和6年6月3日の基準日において、次のいずれかに該当する世帯

- ・ 「**住民税非課税**」の世帯
- ・ 「**住民税均等割のみ課税**」の世帯
- ・ 「**住民税均等割のみ課税と非課税**」の世帯

※ 既に令和5年度分の給付金（R5非課税世帯給付金・R5均等割のみ課税世帯給付金）の支給対象世帯と同一の世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は、支給要件を満たしません。

町から**確認書**が届きます
(要返送)



※一部申請が必要な場合があります

令和6年6月3日時点で豊山町に住民登録のある場合に確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

支給手続の詳細は、裏面をご確認ください。

給付金の支給手続

I 令和6年度住民税均等割の非課税の世帯 // 住民税均等割のみ課税の世帯 // 住民税均等割のみ課税と非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和6年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、豊山町から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。

- 中身を確認して、豊山町に返信してください。

【確認事項】

①記載された氏名・住所・支給額に誤りがないか 等



世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 豊山町の確認が終わり次第、順次、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 確認書に必要な事項を記入して添付書類と一緒に豊山町の窓口に、直接又は郵送でご提出ください。

- 給付金を受け取るには、確認書の返信が必要です。

- 提出期限は、**令和6年8月31日**です。



住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ



豊山町 生活福祉部 福祉課 福祉グループ

「住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金」窓口

Tel 0568-28-0912

受付時間 平日8:30~17:15